

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津市長 奥塚正典

市町村名 (市町村コード)	中津市 (44203)
地域名 (地域内農業集落名)	黒水 地区 (黒水)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は旧中津の南に位置しており、区域内の農用地面積は、水田が94%、畑地が6%となっている。
- ・地域内の農業を担う者(担い手)への集積は進んでいるが、担い手の耕作地は分散している。
- ・主に水稻・麦・大豆の土地利用型作物の作付けが行われており、野菜は小ねぎなどが作付けされている。
- ・基盤整備がされておらず、農地が狭く、作業効率が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻・麦・大豆の土地利用型作物を中心に、野菜等の高収益作物について検討を行う。
- ・担い手ごとの農地集積・集約化に向けた取組みが必要。
- ・生産性向上のための耕作条件の改善に向けた取組みが必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・可能な限り基盤整備(農道、水路の補修)を行う。 ・基盤整備に向けて協議を行っている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地元・県・JA・市等が連携し、担い手を確保・育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・多面的機能支払交付金の取組組織等と連携し、農地の維持管理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金の取組組織と連携し、農地及び農業用施設の保全・管理を行う。